

食肉処理施設の現地調査報告について

米国現地調査報告

出張期間：平成 25 年 12 月 1 日（日）～14 日（土）

出張者：厚生労働省 3 名

訪問先：Nebraska 州 3 施設、Kansas 州 1 施設、Iowa 州 1 施設、Ohio 州 1 施設

1 調査の目的

米国における牛肉の対日輸出認定施設等について、平成 25 年 2 月に新たに定めた対日輸出プログラムの遵守状況及び加工品製造施設における対日輸出プログラムの実施可能性を確認するため、現地調査を行った。

2 調査結果

(1) 対日輸出認定施設

1) 生体受入

農場名、品種、性別等の確認が実施されていた。

2) 生体検査

食品安全検査局（F S I S）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のと殺がなされないように管理されるとの説明を受けた。

3) 月齢確認（歯列による確認）

マニュアルが作成され、30 か月齢未満の確認が適切に行われていた。また、担当者の研修、記録の作成・保存が実施されていた。

4) SRM の除去

頭部処理の工程において、扁桃（口蓋扁桃及び舌扁桃）の適切な除去が行われていた。内臓処理の工程においては、回腸遠位部の適切な除去が行われていた。また、それぞれの工程において専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

5) 分別管理

ア と畜・解体の工程においては、30 か月齢以上についてスタンプ、タグ又はリボンなどにより目視確認できる方法により実施されていた。

イ 30 か月齢以上の内臓については、着色等により識別され、廃棄されていた。

ウ 枝肉については、タグ、スタンプ及び脊柱への着色に加えて、専用のレーンに保管する等により、30 か月齢以上を分別管理していた。

エ 30 か月齢以上の部分肉処理については、他の製品と混在しないようにシフトの最後に間隔（ギャップ）をあけて実施されるとの説明を受けた。

オ 箱詰め工程以降は、表示（ラベル）中の製品コードなどにより、30 か月

齢未満の確認が可能であった。

6) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や、分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、8)に掲げる一部を除き、適切であった。

7) 政府による監督体制

ア 農業販売促進サービス (AMS)

各施設において、AMSによる定期査察が実施されていること及び査察結果の記録が適切に保管されていることを確認した。

イ 食品安全検査局 (FSIS)

(ア) 各施設におけるHACCP等による衛生管理について、通常の監視のほか、総合的な評価・検証が行われるとともに、これらの結果に基づく改善がなされていたことを確認した。

(イ) 対日輸出適格品について、FSISの規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

8) 指摘事項

一部の施設において、以下のとおり書類上の不備があったものの、いずれも対日輸出条件の遵守に影響するものではなかった。

ア 現場作業の一部について、作業マニュアルや従業員の研修資料に掲載されている方法と異なっていた。

イ 設備を撤去したことにより製造されなくなった製品について、適格品リストから削除されていなかった。

(2) 加工品製造施設

食肉製品等の加工品を製造する施設における製造工程について、対日輸出条件に適合させるための分別管理の方法をデモンストレーション及びインタビューにより確認したところ、概ね対日輸出プログラムの遵守について対応が可能な状況であることが確認できた。

また、FSISの検査官による検証が実施されていること及び衛生証明書の発行体制等についても確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。さらに、加工品製造施設においても対日輸出プログラムの遵守が可能であることを確認した。

カナダ現地調査報告

出張期間：平成 26 年 4 月 6 日（日）～11 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Alberta 州 2 施設

1 調査の目的

カナダにおける牛肉の対日輸出認定施設について、平成 25 年 2 月に新たに定めた対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、現地調査を行った。

なお、調査を行った時点で、カナダ産牛肉の混載事例（3 月 24 日に公表。対日輸出条件を満たしていない冷凍食肉 1 箱の混載）があった施設からの輸入を停止しており、同施設が改善を行ったとの報告があったことから、併せて、同施設においては、改善状況の確認も行った（別紙資料を参照）。

2 調査結果

1) 生体受入

肉用牛（一般的に 30 か月齢未満でと畜される牛）と乳用牛及び繁殖牛（一般的に 30 か月齢以上でと畜される牛）を区別し搬入していた。

2) 生体検査

食品検査局（CFIA）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のと殺がなされないように管理されるとの説明を受けた。

3) BSE 検査

神経症状を示す牛等について BSE 検査が実施されていた。

4) 月齢確認（耳標又は歯列による確認）

月齢確認は HACCP プランにおいて重要管理点（CCP）とされており、カナダ牛個体識別管理局（CCIA）のデータベース又は歯列により 30 か月齢未満の確認が適切に行われていた。

5) SRM の除去

扁桃（口蓋扁桃及び舌扁桃）及び回腸遠位部の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

6) 分別管理

ア 肉用牛のと畜処理及び部分肉処理を行った後に、乳用牛や繁殖牛の処理を行うとの説明を受けた。

イ と畜・解体・枝肉保管においては、30 か月齢以上についてスタンプ、タグ又はリボンなどにより目視確認できる方法により実施されていた。

- ウ 30 か月齢以上の内臓については、着色により識別され、廃棄されていた。
- エ 枝肉については、タグ、スタンプ及び脊柱への着色に加えて、専用のレーンに保管する等により、30 か月齢以上を分別管理していた。
- オ 30 か月齢以上の部分肉処理については、他の製品と混在しないようにシフトの最後に間隔（ギャップ）をあけて実施されるとの説明を受けた。
- カ 箱詰め工程以降は、表示（ラベル）中の製品コードや識別マーク（30 か月齢以上の製品ラベルには△中に3のマーク）により確認が可能であった。

7) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、30 か月齢以上の製品と適切に区別されていた。

8) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や、製造工程のモニタリング記録等を検証したところ、適切であった。

9) 政府による監督体制

ア 各施設における HACCP 等による衛生管理について、CFIA による監視指導がなされており、これに基づき施設の改善がなされていることを確認した。

イ 対日輸出適格品について、CFIA の規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況については、混載事例に対する改善措置等の対応を含め、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

報道関係者 各位

平成 26 年 5 月 14 日
医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
室 長 三木 朗
室長補佐 今川 正紀
(電話代表) 03(5253)1111
(内線 2474)
(電話直通) 03(3595)2337

カナダ産牛肉の輸入停止措置の解除について

本年 3 月 24 日に公表したカナダ産牛肉の混載事例[※]について、カナダ政府から調査報告書が提出されました。

本調査報告書について内容を精査したところ、再発防止に必要な改善措置がとられたことを確認できましたので、本日付けで本件に係るカナダ側の出荷施設からの輸入停止措置を解除することとしました。

※ 3 月 24 日公表のカナダ産牛肉の混載事例の概要

- ・農林水産省動物検疫所において検査を行ったカナダ産牛肉について、30 か月齢超の牛由来であることが疑われる牛肉(冷凍横隔膜 1 箱約 12 kg)が混載されていると、同省より厚生労働省に連絡があった。
- ・厚生労働省は、カナダ政府からの当該案件に関する報告及び同省検疫所による現場検査の結果、冷凍横隔膜 1 箱約 12 kg について、対日輸出条件不適合と判断し、当該出荷施設からの輸入手続きを停止し、カナダ政府に対し詳細な調査を要請した。

1. 経緯

本年 3 月 24 日に確認されたカナダ産牛肉の混載事例について、5 月 8 日、カナダ政府から別添(仮訳、英文)の原因及び改善措置に関する調査報告書が提出されました。

本調査報告書について内容を精査したところ、再発防止に必要な改善措置がとられたことを確認できましたので、本日(5 月 14 日)、JBS 社からの輸入停止措置を解除することとしました。

(参考) 事案の概要

公表日 : 平成 26 年 3 月 24 日

出荷施設 : JBS FOOD CANADA INC. (施設番号 : 38)

輸入品 : 冷凍横隔膜 (SRM ではない) 1494 箱 (約 24 トン)

概要 : 対日輸出条件を満たしていない (30 か月齢超の牛由来の製品) 冷凍横隔膜 1 箱 (約 12kg) が混載

2. 調査報告書概要

(1) 原因

(ア) 対日輸出ができない製品 (30 か月齢超の牛由来の製品) に対し、対日輸出可能な製品としてのラベルが貼付された。

(イ) ラベル貼付方法について、当該施設の作業手順書に詳細な記載がなかった。

(2) 改善措置

(ア) 当該施設は、適切なラベルを作成し、製品に貼付できるように作業手順書を改正し、従業員に指示した。

(イ) カナダ食品検査庁 (CFIA) は改正内容について承認し、また、当該施設において、承認した内容に従い、適切にラベル貼付がなされ、日本の輸入条件に適合していることを確認した。

2014年5月6日(仮訳)

EST38,JBS社における骨なし牛肉／ハンギングテンダーの輸出に関する調査の概要

1. 貨物概要

- a. 衛生証明書番号：239680
- b. 施設名、施設番号及び住所
JBS Food Canada Inc.
Hwy 1 West, Brooks, AB, T1R1C6
施設番号：38
- c. 輸出者名及び住所：同上
- d. 製品：冷凍骨なし牛ハンギングテンダー／横隔膜
1494箱、24,049.17 kg

2. 輸入条件との不適合

上記貨物(1494箱)に、30か月齢超の牛由来の製品が1箱含まれていた。

3. 不適合が発生した場所

製品の計量場所

4. 行政機関による調査結果

製品が対日輸出可能であるか不可能であることを示すラベルの作成手順が不適切なものであったことをカナダ食品検査庁(CFIA)が確認した。

5. 不適合の原因

計量作業員が誤って、対日輸出ができない製品(30か月齢超の牛由来の製品)に対し、対日輸出可能な製品としてのラベルを作成し、これが製品に貼付された。なお、JBS社においてラベル貼付に係る作業手順書は存在していたが、ラベルの作成にあたり、詳細な手順が明記されていなかった。

6. 改善措置及び再発防止措置内容

JBS社は正しいラベルの作成にあたり、正確で詳細な手順を明記するため、作業手順書を改正した。モニタリング記録についても、正しいラベル貼付手順が遵守されていることを品質管理担当者が確認するよう改正した。改正された手順に関して、計量作業員に対し、再トレーニングを実施した。

7. 行政機関による改善措置に関する確認結果

CFIA は JBS 社の改正した改善措置を評価し、承認した。また、現場において、効果的な方法であることを検証した。

8. 結論

CFIA と JBS 社による調査により、対日輸出貨物として誤ったラベル貼付が行われた本件は JBS 社固有の事案と確認された。CFIA は JBS 社による改善措置が日本に輸入条件を満たさない製品が輸出されることを防止する効果的な措置であることを検証した。CFIA は JBS 社からの対日輸出製品の輸出証明書発行を再開する準備を完了した。

May 6, 2014

Summary of the investigation into export of boneless beef / hanging tenders by JBS Food Canada Inc., EST 38

1. Details of the shipment concerned

- a. Inspection Certificate #: 239680
- b. Name, number and address of the establishment
 - i. JBS Food Canada Inc.
 - ii. Hwy 1 West,
 - iii. Brooks, AB, T1R1C6
 - iv. Establishment NO.: 38
- c. Name & Address of the exporter: Same as establishment
- d. Product: 1494 cartons of frozen Boneless Beef Hanging Tender / Diaphragm, 24,049.17kgs

2. Contents of non-conformity

The shipment contained a single carton of product derived from cattle over 30 months of age.

3. Exact location within the establishment where the non-conformity occurred

At the product weight scale station.

4. Result of investigation carried out by the administrative agency

CFIA investigation confirmed that an incorrect procedure was used to generate the label to identify whether the carton contained product eligible to export to Japan or not.

5. Cause of the non-conformity

The weight scale operator generated and attached a label, which identified a carton as containing product eligible for export to Japan, when the carton actually contained product not eligible to export to Japan (product was derived from cattle over 30 months of age).

Although the company had a labeling protocol, precise detailed procedures for generating labels were not specified.

6. Corrective and preventative actions

The company has revised the protocol to specify precise detailed procedures for generating correct labels. Monitoring records were also revised to ensure Quality Assurance verifies compliance to all proper labeling procedures. Re-training of weight scale operators on the revised procedures has been completed.

7. Result of confirmation by the administrative agency

CFIA has reviewed and approved the corrective action plan implemented by Establishment 38 and has verified, on site, the measures to be effective.

8. Conclusion

The investigation by CFIA and the establishment operator has confirmed that this was an isolated event which resulted in a single carton of product being mislabeled as eligible to export to Japan. The CFIA has verified that the corrective actions implemented by the establishment operator are effective as a further safeguard against export of ineligible product to Japan. The CFIA can resume the issuance of export certificates for beef products from JBS Food Canada Inc. (Establishment 38) destined for Japan.

オランダ現地調査報告

出張期間：平成 26 年 5 月 11 日（日）～17 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Zuid-Holland 州、Noord-Brabant 州及び Gelderland 州の各々 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にオランダとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

(1) 生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度^{*}に基づき、適切な管理が実施されていた。

※ EU 加盟国では、国番号と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。

この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できる。

(2) 生体検査

食品消費者安全局（NVWA）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペんに隔離され、食用のとさつがなされないように管理されるとの説明を受けた。

(3) BSE 検査

神経症状を示す牛について BSE 検査が実施されていた。

（査察対象施設において、2012 年及び 2013 年に神経症状を疑う子牛は確認されていない。）

(4) SRM の除去

扁桃及び腸（EC 規則では、全月齢の腸が SRM）の適切な除去が行われていた。なお、昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、念のため、オランダ政府に対し、扁桃の取扱いについて説明し、改めて対日輸出認定施設に対する周知徹底を要請した。

(5) 分別管理

ア 対日輸出条件である 12 か月齢以下の子牛のみを処理していた。

イ と体を懸吊する滑車に内蔵された IC チップ若しくはと体に貼付されたシールに耳標情報を含めた情報が入力されており、この情報がと殺から分割、包装、保管、出荷まで維持されていた。

ウ オランダで出生し、飼養された子牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はオランダに限定していない）。

エ 枝肉及び部分肉を食肉処理施設外の冷蔵・冷凍倉庫等に移送する際は、製品毎に出生国、重量、と畜日等の情報が記載された NVWA 発行の証明書が添付されていた。

(6) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

(7) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、(9)に掲げる事項を除き、適切であった。

(8) 政府による監督体制

ア 各施設において作成される対日輸出プロトコル及びその遵守について、NVWA が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、NVWA による貨物の開梱等を含めた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

(9) 指摘事項

一部の施設において、現場で実施されている作業手順（梱包時における製品とラベルの照合）と標準作業手順書に記載された手順が異なる点を確認されたものの、対日輸出条件の遵守に影響するものではなかった。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

フランス現地調査報告

出張期間：平成 26 年 6 月 15 日（日）～21 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：イル＝エ＝ヴィレーヌ県 2 施設、コート＝ダルモール県 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にフランスとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

(1) 生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度^{*}に基づき、適切な管理が実施されていた。

※ EU 加盟国では、国番号と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。

この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できる。

(2) 生体検査

地方獣医局（DDVS）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のときつがなされないように管理されるとの説明を受けた。

(3) BSE 検査

72 か月齢以上の牛について BSE 検査が実施されていた。

(4) SRM の除去

扁桃及び腸（EC 規則では、全月齢の腸が SRM）の適切な除去が行われていた。なお、昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、扁桃の取扱いについて確認したところ、対日輸出向けの扁桃除去方法が処理場に掲示される等の対策がなされていた。また、それぞれの工程において専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

(5) 分別管理

ア と畜後に耳標をスキャンすることにより、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行され、そのラベルがと体に貼り付けられる。（30 か月齢以下のものには青い線がはいる。）その後、分割、包装、保管、出荷まで、その情報が維持されていた。

イ 対日輸出向け処理を行う場合、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあった

ロットを構成し、ロット単位でと畜されていた。また、30 か月齢超及び以下のと畜については処理する時間帯で分別していた。

ウ フランスで出生し、飼養された牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はフランスに限定していない）。

(6) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

(7) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、適切であった。

(8) 政府による監督体制

ア 各施設において作成される対日輸出処理マニュアル及びその遵守について、DDVS が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、DDVS の規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

報道関係者 各位

平成 26 年 8 月 21 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

室 長 三木 朗 (内線 2495)

室長補佐 今川 正紀 (内線 2474)

(電話代表) 03(5253)1111

(電話直通) 03(3595)2337

フランス産の牛肉の混載事例

- ・検疫所の輸入時検査において輸入条件に適合しないフランス産の牛舌が確認されました。
- ・厚生労働省は、当該施設から出荷された貨物及び牛舌の対日輸出実績がない施設から出荷された牛舌の輸入手続きを停止し、フランス政府に対し詳細な調査（再発防止策等）を要請しました。

1. 事案の概要

- (1) 6月27日、東京検疫所の現場検査において、輸入条件である扁桃の除去が不十分であるフランス産牛肉（冷凍舌2箱、36.80 kg）を確認しました。
- (2) 同日、厚生労働省は、当該貨物について、在京フランス大使館に照会しました。
- (3) 7月28日、フランス政府から、本事案については、当該施設等における舌に係る対日輸出条件の理解不足が原因で生じたため、再度周知を行うなど再発防止策を実施する旨の通知がありました。
- (4) また、当該施設からの対日輸出及び牛舌の対日輸出実績がない施設については牛舌の衛生証明書の発給を一時停止する旨の通知がありました。

(注) 貨物の概要

(ア) 出荷施設：SOCOPA VIANDES (FR 61.138.001 CE)

(イ) 輸入者：NANSO CO., LTD.

(ウ) 品目：冷凍舌

(エ) 総重量：2箱(36.80 kg)

※当該貨物は全量保管中。

2. 対応

厚生労働省では、当該施設から出荷された貨物及び牛舌の対日輸出実績がない施設から出荷された牛舌について、輸入手続きを停止するよう検疫所に指示しました。

今後、フランス政府からの詳細な調査報告（再発防止策等）を踏まえ、適切に対応することとしています。

(参考) フランス産牛肉における届出及び検査実績 (平成25年2月1日～平成26年8月20日速報値)

届出件数	届出重量(トン)	検査件数	違反件数※
1140	220.83	1129	4

※舌に係る違反2件

頭肉に係る違反2件